

記入例（仕入控除税額報告書）

・提出する日を記入してください。

令和××年××月××日

（報告先）
横浜市長

（報告者）

法人名 社会福祉法人

所在地 横浜市 区〇〇町 - -

代表者職名 理事長

代表者氏名

横浜市児童福祉施設等による新型コロナウイルス
消費税及び地方消費税に係る

令和 年 月 日付こ保運第 号により交付決定
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金に係る消費税及び
のとおり報告します。

・横浜市から送付した「【交付決定】通知書」記載の日付及び文書番号を記入してください。
・昨年度中に交付した新型コロナ補助金は、令和元年度分、令和2年度分、令和2年度追加分の4つがあり、それぞれ日付及び文書番号が異なります。

1 横浜市から交付された補助金等の額の確定額

・昨年度中にお送りした、補助金【交付額確定】
通知書記載の額を記入してください。

金 xxx,xxx 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

・管轄の税務署に提出した申告書に記載した額を記入してください。
・消費税の申告がない（申告の必要がない）場合は、0円です。

金 xx,xxx 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

・補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して実績報告を提出した場合などに金額が入ります。

金 xx,xxx 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 xx,xxx 円

5 添付資料

- (1)消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（別紙1）
- (2)課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3)課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

6 対象施設・事業所
_____ 保育園 _____

（担当者）

職氏名 総務課 ××××
連絡先 045-XXX-XXXX

記入例（別紙1）
仕入控除税額あり
個別対応方式の場合

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
社会福祉法人
- 2 法人所在地
横浜市 区〇〇町 - -
- 3 代表者職・氏名
理事長
- 4 補助事業名
横浜市 補助金
- 5 補助金確定額 金 1,000,000 円

【この記入例での前提】

- ・消費税率 8%又は10%
- ・補助金確定額 1,000,000円
- ・補助金の使途の内訳
 - 消耗品費 700,000円
 - 人件費 300,000円
- ・課税売上割合 94.123%

・昨年度中にお送りした、補助金【交付額確定】通知書記載の額を記入してください。

- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 509,811 円

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上げ 対応分	非課税売上げ 対応分	共通対応分		
経費の内訳	消耗品(8%)	<u>450,000</u>		<u>180,000</u>		630,000
	消耗品(10%)	<u>50,000</u>		<u>20,000</u>		70,000
	人件費				300,000	300,000
	計	500,000	500,000		200,000	300,000

- (2) 課税売上割合 94.123%

課税売上割合の端数については、消費税の確定申告書と同様に処理してください。

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

A 課税売上にも要する課税仕入れに使用された補助金(税率8%適用分)

$$450,000円 \times (8/108) = 33,333円$$

$$\times (8/108) = \text{円 (1円未満切捨て)}$$

B 課税売上にも要する課税仕入れに使用された補助金(税率10%適用分)

$$50,000円 \times (10/110) = 4,545円$$

$$\times (10/110) = \text{円 (1円未満切捨て)}$$

C 非課税売上と課税売上に共通して要する課税仕入れに使用された補助金(税率8%適用分)

$$180,000円 \times (8/108) \times 94.123\% = \underline{12,549円}$$

$$\times (8/108) \times = \quad \text{円(1円未満切捨て)}$$

D 非課税売上と課税売上に共通して要する課税仕入れに使用された補助金(税率10%適用分)

$$20,000円 \times (10/110) \times 94.123\% = \underline{1,711円}$$

$$\times (10/110) \times = \quad \text{円(1円未満切捨て)}$$

補助金に係る仕入控除税額(A+B+C+D) = 33,333 + 4,545 + 12,549 + 1,711 = 52,138円

「6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」欄に記入する金額

記入例（別紙1）
仕入控除税額あり
一括比例配分方式の場合

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
社会福祉法人
- 2 法人所在地
横浜市 区 町 - -
- 3 代表者職・氏名
理事長
- 4 補助事業名
横浜市 補助金

【この記入例での前提】

- ・消費税率 8%又は10%
- ・補助金確定額 1,000,000円
- ・補助金の使途の内訳
 - 消耗品費 700,000円
 - 人件費 300,000円
- ・課税売上割合 99.928%

5 補助金確定額 金 1,000,000 円 A

・昨年度中にお送りした、補助金【交付額確定】
通知書記載の額を記入してください。

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 509,811 円 E

- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上げ	非課税売上げ	共通対応分	非課税仕入れ	合計
			対応分	対応分			
経費の内訳	消耗品(8%)	<u>B 650,000</u>					650,000
	消耗品(10%)	<u>C 50,000</u>					5,000
	人件費					300,000	300,000
	計	700,000			200,000	300,000	<u>A 1,000,000</u>

(2) 課税売上割合 99.998% D

課税売上割合の端数については、消費税の確定申告書と同様に処理してください。

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

A 非課税売上と課税売上に共通して要する課税仕入れに使用された補助金(税率8%適用分)

$$650,000円 \times (8/108) \times 99.998\% = 48,147円$$

$$B \times (8/108) \times 99.998\% = \text{円 (1円未満切捨て)}$$

B 非課税売上と課税売上に共通して要する課税仕入れに使用された補助金(税率10%適用分)

$$50,000円 \times (10/110) \times 99.998\% = 4,545円$$

$$C \times (10/110) \times 99.998\% = \text{円 (1円未満切捨て)}$$

補助金に係る仕入控除税額(A+B) = 48,147 + 4,545 52,692円 E

「6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」欄に記入する金額

記入例（別紙1）
仕入控除税額あり
全額控除の場合

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
社会福祉法人
- 2 法人所在地
横浜市 区 町 - -
- 3 代表者職・氏名
理事長
- 4 補助事業名
横浜市 補助金

【この記入例での前提】

- ・消費税率 8%又は10%
- ・補助金確定額 1,000,000円
- ・補助金の使途の内訳
 - 消耗品費 700,000円
 - 人件費 300,000円
- ・課税売上割合 99.928%

5 補助金確定額 金 1,000,000 円

・昨年度中にお送りした、補助金【交付額確定】
通知書記載の額を記入してください。

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 52,693 円

- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上げ	非課税売上げ	共通対応分	非課税仕入れ	合計
			対応分	対応分			
経費の内訳	消耗品(8%)	<u>650,000</u>					650,000
	消耗品(10%)	<u>50,000</u>					5,000
	人件費					300,000	300,000
	計	700,000			200,000	300,000	<u>1,000,000</u>

(2) 課税売上割合 99.998%

課税売上割合の端数については、消費税の確定申告書と同様に処理してください。

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

A 非課税売上と課税売上に共通して要する課税仕入れに使用された補助金(税率8%適用分)

$$650,000円 \times (8/108) = 48,148円$$

$$\times (8/108) = \text{円 (1円未満切捨て)}$$

B 非課税売上と課税売上に共通して要する課税仕入れに使用された補助金(税率10%適用分)

$$50,000円 \times (10/110) \times 99.998\% = 4,545円$$

$$\times (10/110) = \text{円 (1円未満切捨て)}$$

補助金に係る仕入控除税額(A+B) = 48,148 + 4,545 52,693円

「6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」欄に記入する金額

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
社会福祉法人
- 2 法人所在地
横浜市 区〇〇町 - -
- 3 代表者 職・氏名
理事長
- 4 補助事業名
横浜市 補助金
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由
【(1)～(5)のうち、いずれかを選択してください。】
 - (1) 免税事業者であり、確定申告を行っていないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - (2) 消費税を簡易課税方式により申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - (3) 補助金の使途が全て非課税仕入れに該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - (4) 個別対応方式において、補助金に係る消費税を全て「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - (5) 特定収入割合が5%を超えているため、特例計算を適用しており、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。